

練馬区内の保育所等に児童が在籍する  
保護者の勤務先事業者の皆様

練馬区教育委員会教育長  
河 口 浩  
(公印省略)

**新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた利用自粛要請を踏まえた  
従業員の勤務に関する配慮について(要請)**

日頃より、練馬区の保育行政にご理解とご協力を賜り、真にありがとうございます。  
新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が、5月31日まで延長されました。  
練馬区では引き続き、区内の保育所等について、一律に臨時休園とはせず開園致します。

ただし、保育所等においても、感染予防に最大限配慮する必要があります。また、小学校の休校も延長され、保育士の確保がさらに困難となる中で、安全な保育を提供するには、運営規模の縮小に取り組むことが不可欠です。

このため区では下記の期間、保護者の皆様へ利用自粛を強く要請し、お子様と一緒にご家庭で過ごして頂いています。

医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方等、真に保育を必要とする方に限り、お子様をお預かりしています。さらに宣言が延長された後のお預かりは、保育の必要性、緊急性に関する事前届出を必須とし、区が確認できた場合に限定しています。

保護者からは、「区が臨時休園をしない限り、勤務先が仕事を休ませてくれない」といった切実なご相談が、数多く寄せられています。

保護者の勤務先事業者の皆様には、ご負担をお掛けして大変申し訳ございませんが、従業員とご家族の命と健康を守るため、ならびに真に保育を必要とする方の利用に支障を生じさせないために、従業員の休暇取得に際して、特段のご配慮をお願い致します。

この要請は、法的な強制力を有するものではありませんが、練馬区からの自粛要請の趣旨および、爆発的な感染者の増加および医療提供体制の崩壊を防止するという、政府の緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、保育所等が臨時休園した場合と変わらぬ取扱いをして頂けるよう、何卒ご協力をお願いするものであります。

記

練馬区内の保育所等において利用自粛を要請した期間 【 】内は国の動向

令和2年4月3日 区：区内保育所等の利用自粛を要請 (5月6日まで)

【7日 国：「緊急事態宣言」を発出 (5月6日まで)】

20日 区：区内保育所等の利用自粛要請期間を延長(6月30日まで)

【5月4日 国：「緊急事態宣言」を延長 (5月31日まで)】

7日 区：保育利用の必要性、緊急性に関する事前届出を必須化

(自粛要請期間は6月30日まで)